

## 審議会機能の見直しについて

### 1 国の動き

本年4月に「こども家庭庁」が発足し、結婚、妊娠・出産、子育て期を通じた総合的な政策展開の充実を図っているところであり、こども政策に関する重要事項を調査審議する審議会も設置されている。

### 2 道の動き

本年6月に子ども政策を一体的に推進するため、「子ども応援社会推進監」を新設。子ども政策局に子ども政策企画課、子ども家庭支援課の2課を設置し、組織体制を強化。

今般の組織機構改正に伴い、新たに「困難な問題を抱える女性への支援」や「青少年健全育成」に関する業務が移管。

### 3 子ども関係審議会（現行）

- (1) 北海道子どもの未来づくり審議会（子ども子育て支援部会、子ども部会を含む）
  - ・ 北海道少子化対策推進条例に基づき設置
- (2) 北海道社会福祉審議会（児童福祉専門分科会のみ）
  - ・ 審議会は社会福祉法及び社会福祉審議会条例に基づき設置
- (3) 北海道男女平等参画審議会（DVに係る事項のみ）
  - ・ 北海道男女平等参画推進条例に基づき設置
- (4) 北海道青少年健全育成審議会（社会環境整備部会を含む）
  - ・ 北海道青少年健全育成条例に基づき設置

### 4 審議会の見直しの方向性

子どもを取り巻く環境、政策課題が多様化・複雑化する中、今般の組織機構改正を踏まえ、こども基本法や児童福祉法で定める子どもに関する事項を審議する場を集約することで、子ども政策を総合的に推進する。

そのため、上記3（1）～（4）の機能を統合し整理するとともに新たな部会の設置についても速やかに検討を進める必要。

### 5 今後の課題

- (1) 審議会を統合するためには、関係条例の一部を改正する必要。
- (2) 審議委員の任期については、条例改正の時点で満了。
- (3) 新審議会の委員については別途検討。
- (4) 「困難女性支援法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく都道府県基本計画の策定に向け、速やかに、本審議会に新たな部会を設置する必要。